

令和8年度西原町商品券運營業務 店舗要領（参加店用）

令和8年4月1日現在

1 事業の趣旨

物価高騰に対する住民の生活支援を目的に実施する事業として、西原町独自の商品券（名称：西原町かなまる商品券）を町民へ配布することで消費生活を支援するとともに、町内の幅広い業種への地域経済の活性化を図る。、地域商品券を全町民に配布します。

2 商品券の概要

(1) 名 称 西原町かなまる商品券

(2) 発 行 者 西原町

(3) 発行予定額 358,000,000円

(4) 発行内容（額面等） 35,800冊（予定）
全町民へ配布 内訳 500円券×20枚（共通券+地域応援券）
1町民につき1万円分のかなまる商品券

(5) 利用期間（商品券使用期限）
令和8年6月1日（月） ～ 令和8年10月31日（土）まで
※利用期間を過ぎて使用された商品券の換金はできません。ご注意ください。

(6) 配布方法
全世帯（令和8年3月1日時点で西原町に住民登録のある者）へ郵送
※世帯人数×1冊を世帯主へ配布。（ゆうパックにて郵送）

(7) 利用可能な店舗
事前に登録申請をし、町の承認を得た店舗すべてで使用可
*2P 3- (1)「参加資格」を有している店舗

3 参加店資格

以下の要件をすべて満たしている者とします。

(1) 参加資格

- ①西原町に店舗がある事業者
- ②申請をしており、町の承認を得ている事業者

参加店舗の資格は、上記2項目の他次の事業者以外の者とする。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業などを行なっている事業者。
 - ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
 - ・「キャンペーンの利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等。
- ※上記にあげるもの以外でも、商品券発行の目的にそぐわないなどの理由により、参加店舗登録をお断りする場合があります。

(2) キャンペーンの利用対象にならないもの

- ・国や地方公共団体等への支払、公共料金(税金、電気、ガス、水道、通信、バス運賃等)の支払等。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品(処方箋が必要な医薬品を含む)。
- ・取扱店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第2 条に該当する営業など。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入(事業経費)。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い。
- ・出資や債務の支払い。
- ・その他本キャンペーンの趣旨にそぐわないもの、各取扱店舗が指定するもの。
- ・本事業の目的である消費喚起等の効果が見込めないもの。
- ・その他、町長が認めないと判断するもの。

4 参加店の責務等

参加店になるには、次に掲げる事項を遵守等することが条件となります。

(1) 参加店舗であることを明示すること

参加店であることが明確になるよう、参加店告知用ツール（ポスター・ステッカー・のぼり）等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。

- * 参加店舗には、告知用ツールとしてポスター及びのぼり旗を事務局より無料で送付いたします。
- * 使用後のツールについては返却不要です（各自で処分してください）。

(2) つり銭対応は行わないこと

参加店にて、現金と同じように使用できますが、釣り銭は対応は行わないでください。

(3) 有効期限を確認すること

有効期限を経過した商品券を取り扱わないでください。また、商品券として認証不能の場合もその効力はありませんので取り扱わないでください。

（商品券の使用期限は**令和8年10月31日(土)**まで）

※商品券の破損について

券全体の3分の2以上残っており、かつ右上の管理番号が確認できれば、使用可能です。管理番号が確認できない場合や、商品券として認識不能の場合は取り扱わないでください。

(4) 偽造券でないか確認すること

利用者が使用される商品券について、受け取って問題がないか確認してください。

商品券には偽造防止加工がしてあり、コピーすると、右下部分に『COPY』の文字が出ます。

偽造券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。

同様に「かなまる商品券事務局 911-6664」にも報告してください。



コピーした偽造券は、
右下部分に『COPY』の
文字が出ます。

(5) 受け取った商品券には受領印・スタンプ等を押すこと

参加店舗は、商品券を受け取った時は、再流出を防止するため、商品券表面右上にある「参加店押印欄」に受領印（店名印など）を押印、又はボールペンで店舗名を記入してください。既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。



押印、又は店舗名を
記入してください。



(6) 請求書兼振込依頼書の控えは大切に保管すること

使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、換金手続きの際にお渡する、請求書兼振込依頼書の参加店控え部分を、入金確認が完了するまで大切に保管してください。

- ※ 1 この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。
- ※ 2 登録時の店舗名と商品券表面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

(7) 登録口座の変更

商品券の換金はすべて口座振り込みとなります。初回換金時に登録した口座の変更は原則として出来ませんのでご注意ください。なお、金融機関規定の振込手数料は事務局にて負担します。

(8) 商品券の交換・売買は行わないこと

商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

6 参加店登録について

(1) 登録方法

参加登録を希望する事業者は本「商品券店舗要領（参加店用）」に同意した上で、「参加店申請兼同意書（かなまる商品券利用店登録申込書）」に必要事項を記入し、以下の方法で申請してください。

資格区分	提出書類	申込先
西原町内で 営業している 事業所 本要領 P2 3- (1)	参加店申請兼同意書	かなまる商品券事務局 (期間) ※3/18～10/18まで 平日9:00～17:00 (問合先) TEL.098-911-6664

※4月3日（金）までにお申込み頂ける事業者については、パンフレットの一覧に掲載されます。その後は登録店舗は、専用ホームページにて掲載いたします。

(2) 審査及び承認

かなまる商品券事務局において、資格確認・審査等を行い、西原町建設部産業観光課において承認する。

(3) 登録要件

商品券店舗要領（参加店用）に示す各事項に同意し、「参加店申請兼同意書（かなまる商品券利用店登録申込書）」を提出後、申請・受理された事業者

(4) 登録種類について

本商品券は「共通券」「応援券」両方使用できる店舗と「共通券」のみ使用できる店舗に分かれます。
「共通券」のみ取り扱い店舗 一定規模以上の大型店舗
「共通券」・「応援券」取り扱い店舗 大型店舗を除く小規模事業者

(5) 申請受付期間

令和8年3月18日(木)～令和8年10月16日(金)まで（土日除く）

受付は、上記期間の**平日（月～金） 9：00～17：00** まで。

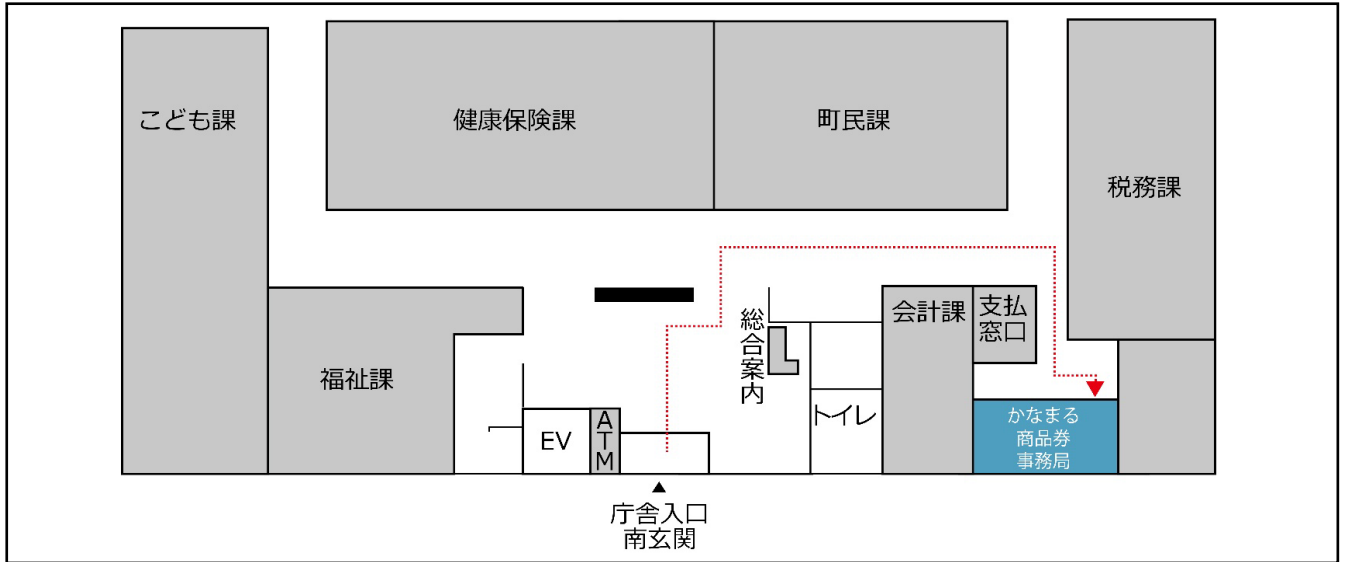
* ネットでの申し込みはいつでも可

7 商品券の換金について

(1) 換金手数料 無料

(2) 換金請求受付場所

西原町役場1F「かなまる商品券事務局」



(3) 換金請求期間

令和8年6月1日(月) ~ 令和8年12月15日(水)まで

平日9時~16時の間は毎日換金いたします(予約制)

※原則として、換金請求期間を過ぎての請求受付はできませんので、請求期限については十分ご注意ください。

(4) 換金申込方法

「請求書兼振込依頼書(※初回換金時に配布します)」に必要事項を記入の上、使用済商品券(※参加店押印欄に必ず店舗名を押印又は記入)を持参し、かなまる商品券事務局へ提出してください。事務局にて枚数等確認の上、後日ご指定の口座へご入金いたします。

※共通券・応援券を分けて持ち込み下さい。別々でカウントします。

※振込手数料は事務局が負担します。

ア. 換金申込来庁予約する(電話番号: 098-911-6664)

店舗名、希望日時(9時~16時の間)、換金枚数をお伝えください。

(1社30分の枠で予約時間をご指定ください)

ご予約は前日の17時までをお願いいたします。

※前日17時を過ぎた場合でも、予約希望時間が空いている場合は受付可能です。

イ. 換金受付ブースにて、換金手続きをする

【換金手続き時に必要なもの】

①使用済み商品券

②請求書兼振込依頼書

※初回換金時に配布します（初回は会場にてご記入いただきます）

③口座情報の分かるもの（通帳やキャッシュカード）＊コピー可

請求書兼振込依頼書の記入方法

かなまる商品券 請求書兼振込依頼書

事務局長印

令和 年 月 日

事業所名		①				
商品券 換金枚数	500円券	枚分	振込金額	百	千	円
	1,000円券	枚分		③		
振込 口座	沖縄銀行	要修正		口座 名義	④	
	琉球銀行					
	海邦銀行					
	ゆうちょ銀行					
	その他					
本・支店名	(本・支店名)	店	1. 普通	口座 番号		
			2. 当座			

右記めで記入してください

参加店担当印
 ⑤

事務局長受付印

沖縄市エイサー商品券事務局 電話:(098)851-3106 FAX:(098)850-8855
 所在地:豊見城市豊崎3-59 TOYOPLA内

①事業所名（※店舗名）をご記入ください。

②換金する使用済み商品券の枚数をご記入ください。

※事務局がカウントした枚数と照合しますので、必ず枚数を数えてお持ちください。

③振込金額をご記入ください。

※「500円券の枚数×500」にて算出してください。

④銀行口座をご記入ください。

※沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行・ゆうちょ銀行以外の金融機関をお使いの場合は、
口座名義欄に銀行名もご記入ください。

⑤担当者印、又はサインをお願いします。※印の場合は3枚とも押印ください

(5) 換金支払方法

毎週水曜日締め、翌月曜日にご入金いたします。※祝日の場合は翌営業日振替

月・火・水に手続きした場合：翌週月曜日の入金

木・金に手続きした場合：翌々週月曜日の入金

(6) その他注意事項

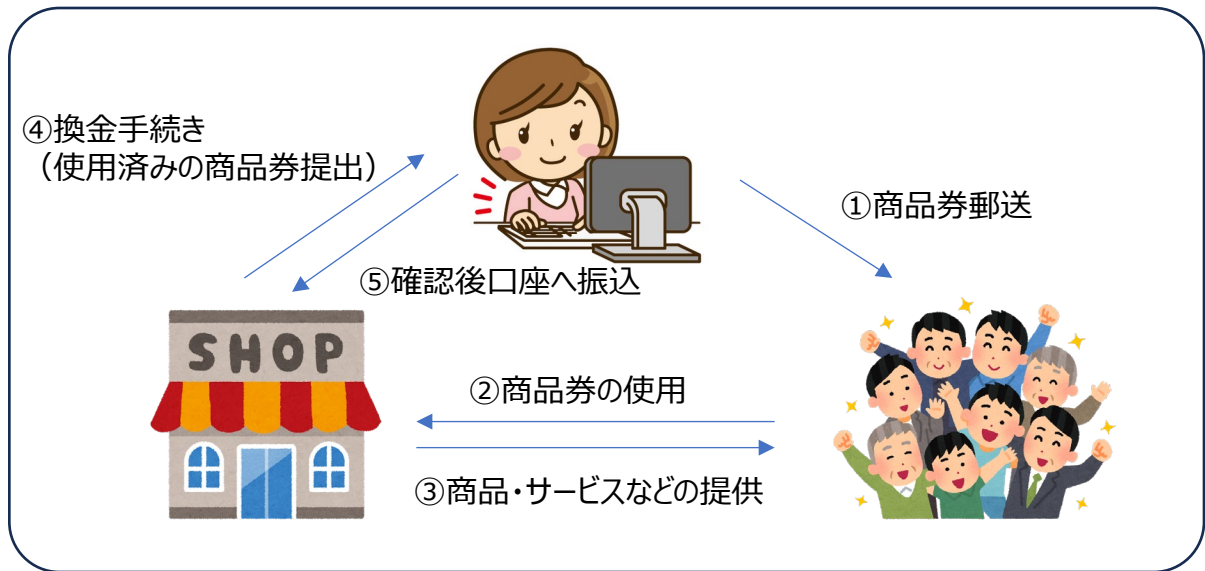
ア 商品券の換金は、参加店登録をした店舗以外は出来ません。

イ 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないでください。不正行為が認められた場合、参加店登録の取り消し及び損害金の発生などが生じる場合があります。

ウ 回収した商品券を、換金手続きを行わずに他の参加店で使用しないでください。

エ その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

8 商品券の流れ・イメージ



9 かなまる商品券事業を盛り上げるためにご協力を！

(1) 各店舗における取組として

消費喚起を盛り上げるため、各参加店においては、「かなまる商品券対象・〇〇セット商品」やコラボキャンペーン等の企画など、商品券の使用と商品券利用者の再来店を促す取組などにご協力くださいますようお願い申し上げます。

10 その他

ア 本事業の実施遂行に際し、参加店等から取得した情報については本事業の目的以外に使用されることはありません。

イ 参加店は、本事業の実施に伴い西原町及び事務局受託事業者によって収集・取得された参加店舗に関する情報が西原町情報公開条例及び西原町個人情報保護条例の適用を受けることについて、予め承諾したものとみなされます。

11 事業に関するお問合せ

かなまる商品券事務局

TEL：098-911-6664（※平日9:00-17:00）

e-mail：nishihara2026kanamaru@gmail.com